

令和7年（ワ）第20231号 損害賠償請求事件

原告 原告A 外7名

被告 世界平和統一家庭連合

## 弁護団 意見陳述書

2026（令和8）年1月28日

東京地方裁判所民事第6部乙合C係 御中

1 この訴訟は遅くとも10年前に提起されていなければいけませんでした。

この訴訟が遅くとも10年前に提起されていれば、安倍元首相銃撃事件は起きていなかつたはずです。

2012年3月に開かれた集会で、統一教会の祝福二世として生まれた女性が、自身の過酷な生い立ちを話してくれました。その女性は、冒頭でこう言いました。  
「私は両親が憎いです。統一教会を許せません。文鮮明に至ってはいつ暗殺してやろうかと冗談半分で考えてます。今もその思いは消えません。」

本件訴訟の代理人となった弁護士の多くは、この女性の体験談をその場で聞いています。我々は、その時点で、統一教会の二世の苦しみを明確に認識したのです。しかし、当時の我々は、二世問題はカウンセリング問題であって法律問題ではない、訴訟提起は難しい、そう決めつけてしまいました。しかし、これは大きな誤りでした。二世問題は、組織による人権侵害という明確な法律問題であり、弁護士が取り組まなければいけない問題だったのです。

2 本件は、統一教会が、その教義と組織的支配を通じて、信者である親を媒介として、あるいは直接に、子どもである二世に対して体系的かつ継続的に人権侵害

と虐待を行ってきた事案です。

統一教会の「信教の自由」の問題ではありません。家庭内における信仰継承の問題でもありません。

原告らは、生まれた瞬間から、あるいは人格形成前に

「教義に従わなければ地獄に落ちる」

「恋愛や自由な人生選択は堕落である」

「親や教会に逆らうことは神に逆らうことだ」

と恐怖によって支配され、信教の自由、交際の自由、婚姻の自由、進路選択の自由、人格形成の自由などを根こそぎ奪われてきたのです。

このような被害を受けたのは、原告らが人格形成期である児童だったときです。児童虐待防止法、厚生労働省通知、日本弁護士連合会意見書が明確に示すとおり、宗教を理由とした支配・恐怖・生活破壊は、明確な虐待に該当します。統一教会の行為は、宗教団体として認められる信仰の自由の範囲をはるかに逸脱した違法な人権侵害であり、不法行為責任が認められることは明らかです。

3 統一教会は親を利用した支配システムを構築してきた組織です。単に教義を説いただけではありません。統一教会は、親に対して、教義を唯一絶対の価値観として内面化させ、子どもの人権より教義実践を優先させ、家庭そのものを教義の実践装置に変質させたのです。

その結果、親による原告らへの虐待は、偶発的行為ではなく、統一教会の組織的指導の帰結として必然的に生じたものです。統一教会は、子どもへの支配を親に代行させる構造を意図的に作り上げてきたのです。

4 原告らは、親を被告にしていません。親もまた統一教会の被害者だからです。

原告らの親の多くは、正体を隠した勧誘、不安や罪悪感をあおる違法な伝道、自由意思決定を阻害する心理操作によって、信者にさせられ、思考と人生選択を支配されてきました。統一教会によって価値観と判断能力を変容させられた被害者です。この構造を無視して、原告らの被害を「家庭の問題」「親の責任」と矮

小化することは許されません。原告らの被害は、統一教会が意図的に構築した違法勧誘・祝福制度・二世管理システムの必然的帰結なのです。

5 統一教会二世の苦しみを理解する上で、「合同結婚式」、「祝福」の有する意義を理解することが重要です。祝福は、原罪（人類の始祖とされるアダムとエバが、神との約束に背いてサタンとの性的関係を結んだことによって生じた罪。いわば「血統の汚れ」）を清算し、血統を転換し、神の血統を未来に継承する、と位置付けられています。祝福を通じて、誰と結婚するか、いつ結婚するか、子をもうけるかという、人生の根幹部分まで教義の名の下に管理・支配してきたのです。つまり、合同結婚式は、結婚という私的選択でも宗教的儀礼の問題でもなく、統一教会の信者に対する管理・支配装置の一部として機能しています。そのような管理・支配の結果、信者の子どもはその管理・支配のシステムの中に取り込まれて基本的人権を侵害され、とりわけ、祝福二世においては単なる「信者の子ども」ではなく、統一教会を未来に継続させる不可欠な存在として位置付けられているのです。

6 原告らが統一教会によって奪われたのは人生そのものです。原告らは、自由な人間関係を持てず、恋愛を恐れ、進学や職業選択を制限され、人格を否定されながら成長し、成人後もなお、恐怖と自己否定に苦しみ続けています。生活保護を受けながら社会的自立に苦闘している原告もいます。家族関係が破壊され、人生設計そのものが奪われた原告もいます。これは一過性の被害ではありません。人生全体に及ぶ深刻な人権侵害です。

宗教二世の被害は、公害による健康被害に似ています。幼い頃に摂取した有害物質は、直ちに体の不調として現れるとは限りません。子ども本人は、被害を受けたことにさえ気付かないでしょう。それが時間をかけて深刻な被害として現れ、その人の人生を狂わせ一生苦しめ続けることになるのです。

原告らの被害も、被害開始時点が出生以前に遡り、被害期間が数十年に及び、人格形成そのものを破壊し、現在もなお回復していないという、長期・累積・人

生基盤破壊型の極めて特異な被害なのです。これは一般的な不法行為が想定している被害構造とは次元が異なります。

このような被害を一般的な慰謝料額を基準に評価することはできません。一人当たり 300 万円という慰謝料額は、統一教会が作り上げた人生単位の支配構造と、その帰結としての人格破壊を評価した帰結です。低額すぎることはあっても高額すぎるということはありません。

統一教会が意図的に構築した支配構造のもと、人格形成途上にある未成年者を対象として被害が生じ、しかもその被害は大規模かつ長期間にわたり継続してきました。かかる事情は、慰謝料額を大幅に増額すべき極めて重要な考慮要素です。

もし、本件で通常相場レベルの慰謝料しか認められないとすれば、「宗教を利用して子どもの人生を支配しても、交通事故並みの金額で済む」という極めて不当なメッセージを社会に発することになります。原告らが請求した慰謝料額は、原告らの被害回復と統一教会による違法行為の抑止の双方の観点から容認されなければいけません。

7 もっとも、原告らは賠償金目当てでこの訴訟を起こしたのではありません。自分が生まれたことの意義を問い合わせ、アイデンティティを確立し、今後の人生を立て直す、あるいはやり直すために、統一教会が行ってきたことの責任について司法の判断を仰ぐためにこの訴訟を起こしたのです。

統一教会二世の中には、被害を受けたことにより様々な精神の不調が生じ、被害の声を上げる力もなく、声を上げたくても上げられない方が多くいます。現役信者である家族との関係に配慮せざるを得なかつたり、声を上げたことによる誹謗中傷・個人情報曝露などの報復を恐れたりして、声を上げられない方も多くいます。苦しみの余り、自ら命を絶ち、既にこの世にいない二世さえも多くいるのです。統一教会の二世問題は、今回原告となっている 8 名だけの問題ではありません。原告らがこの訴訟で求めているのは、現在でも苦しんでいる全ての統一教会二世に保障されるべき自由と尊厳の回復なのです。

本件審理の途中で統一教会に対する解散命令が確定することがあるかもしれません。そうなったとしても我々は、主張立証を尽くし、裁判所の判断を仰ぐつもりです。我々は、我々の主張が正しいことを、原告ら本人、脱会者らの証言、統一教会自身が発行する出版物、教祖や幹部信者らの発言、専門家らの証言などによって立証していきます。

8 厚生労働省通知は、行政機関が信仰による児童虐待を認めたものとして、宗教二世に勇気を与えました。しかし、残念ながら、その通知が現場にまで浸透し、実行されているとは言えない現状があります。立法府は、統一教会問題を契機に不当寄付勧誘防止法を成立させましたが、宗教二世の救済に繋がる内容ではありません。宗教二世の被害を救済する術はこの訴訟提起しかありません。

我々は、裁判所に対して、本件を単なる宗教問題や家庭問題としてではなく、組織的児童虐待と重大な人権侵害事件として正面から評価し、統一教会の不法行為責任を明確に認め、司法の役割を果たすことを強く求めます。

9 冒頭で紹介した祝福二世の女性が最後に述べた言葉で意見陳述を終わりにします。

「同じ二世である兄弟姉妹に伝えたい。私と同じようにジレンマの中で死を考えてしまうほどに悩み苦しんでいるのならば、どうか、手遅れになる前に、どうか、相談してほしい。信頼できる誰かに。それは罪なことではないのだから。自分でせいで地獄に道連れにすることはないのだから。」

「あなたは生きていってもいいのだと。人間らしく生きてもいいのだと。」

「立ち位置を変えてみた新しい景色は、そのすべての色はあまりにも鮮明で多彩で美しかった。」

「私はこの美しい世界で生きています。これからも生きていきます。人が人らしく生きていけるこの世界で。」

以上